

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成28年9月15日(2016.9.15)

【公開番号】特開2015-158206(P2015-158206A)

【公開日】平成27年9月3日(2015.9.3)

【年通号数】公開・登録公報2015-055

【出願番号】特願2015-57246(P2015-57246)

【国際特許分類】

F 01 N	3/023	(2006.01)
F 01 N	3/025	(2006.01)
F 01 N	3/029	(2006.01)
F 01 N	3/022	(2006.01)
F 01 N	3/02	(2006.01)
F 01 N	3/08	(2006.01)

【F I】

F 01 N	3/02	3 2 1 B
F 01 N	3/02	3 0 1 C
F 01 N	3/02	3 0 1 E
F 01 N	3/08	B

【誤訳訂正書】

【提出日】平成28年7月28日(2016.7.28)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

N O_x及び粒子状物質を含む排気流を処理するための排気処理システムであって、
フィルターを通って流れる排気流中に含まれる粒子状物質を捕捉するための複数の通路
と壁要素を有する基材、及び

フィルターより下流側に配置されたN O_x還元触媒を有し、
前記基材が、壁流モノリスの状態であり、
該壁流モノリスは、縦方向に伸びる壁部によって境界付けられた、縦方向に伸びる通路
を複数有し、

前記通路は、開口入口端と出口端に出口プラグが設けられた閉鎖出口端を有する入口通路、及び入口端に入口プラグが設けられた閉鎖入口端と開口出口端を有する出口通路を有し、

前記壁部は、多孔率が少なくとも40%で、その平均孔径は、少なくとも5ミクロンで
あり、及び貴金属組成物が壁に浸透し、そして壁部の軸方向長さよりも短い長さで、入口
端から出口端へと伸びて入口領域を形成しており、

前記基材の入口端は、貴金属組成物を、その上に配置した状態で有し、前記貴金属組成
物は、300未満の温度で、燃料に火を付け、及びフィルター内に捕捉された粒子状物質を
積極的再生法によって定期的に燃焼処理させるために十分な発熱を発生させ、及び
前記貴金属組成物が、0.706g/L～7.06g/Lの範囲の積載量で存在し、そして前記貴
金属組成物の広がりは、前記フィルターの軸方向長さの50%未満の範囲内であ
り、

前記貴金属組成物は、PtとPdを含み、このPtとPdの割合Pt:Pdは10:1

~ 4 : 1 の範囲であり、

縦方向に伸びる壁部が、その上側に、貴金属組成物の下側にある触媒被覆物を有し、前記触媒被覆物は、フィルターの軸方向長さの全体に伸びており、

前記積極的再生法は、その上流側に別個の点火酸化触媒を必用とすることなく前記フィルターだけで行うことが可能であることを特徴とする排気処理システム。

【請求項 2】

前記貴金属組成物が、1.059 g / L ~ 5.295 g / L の範囲の積載量で存在し、そして前記フィルターの軸方向長さの50%未満の範囲に広がっていることを特徴とする請求項1に記載の排気処理システム。

【請求項 3】

前記貴金属組成物が、1.412 g / L ~ 3.53 g / L の積載量で存在し、そして前記フィルターの軸方向長さの50%未満の範囲に広がっていることを特徴とする請求項1に記載の排気処理システム。

【請求項 4】

更に、前記NO_x還元触媒より下流側に配置されたNH₃破壊触媒を有することを特徴とする請求項1~3の何れか1項に記載の排気処理システム。

【請求項 5】

前記NO_x還元触媒が、希薄NO_x触媒を有することを特徴とする請求項1~3の何れか1項に記載の排気処理システム。

【請求項 6】

更に、還元剤導入ポートを、炭化水素還元剤と流体的に連結した状態で有し、前記還元剤導入ポートは、前記NO_x還元触媒よりも上流側に配置されていることを特徴とする請求項1~5の何れか1項に記載の排気処理システム。

【請求項 7】

前記NO_x還元触媒が、SCR触媒を有することを特徴とする請求項1~4の何れか1項に記載の排気処理システム。

【請求項 8】

更に、SCR触媒よりも上流側に配置された導入ポートを有し、該導入ポートは、アンモニア供給源又はアンモニア前駆体と流体的に連結していることを特徴とする請求項7に記載の排気処理システム。

【請求項 9】

更に、導入ポートと流体的に連結している状態のインジェクターを有し、該インジェクターは、アンモニア又はアンモニア前駆体を排気流に、定期的に計量導入するように構成されていることを特徴とする請求項8に記載の排気処理システム。

【請求項 10】

更に、壁流モノリスの上流側に配置された発熱生成剤導入ポートを有し、該発熱生成剤導入ポートは、発熱生成剤と流体的に連結されており、そして壁流モノリス内に蓄積された粒子状物質を定期的に燃焼させるのに十分な温度を発生させることができることを特徴とする請求項1~9の何れか1項に記載の排気処理システム。

【請求項 11】

発熱生成剤がディーゼル燃料を含むことを特徴とする請求項10に記載の排気処理システム。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0016

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0016】

一実施の形態では、縦方向に伸びる壁部が、その上側に、貴金属組成物の下側にある触媒被覆物を有し、上記触媒被覆物は、フィルターの軸方向長さの全体に伸びている。一実

施の形態では、触媒組成物は、卑金属酸化物(base metal oxide)を有する。触媒組成物は、貴金属組成物を 20 g / ft^3 以下の量で有していても良い。